

答申第 70 号

「特定個人宛て事務連絡に係る起案文書の非開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「H27/7/16 付け事務連絡（別紙）起案」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成 27 年 7 月 29 日付けで、「H27/7/16 付け事務連絡（別紙）起案」について、栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が審査請求人宛て発出した事務連絡を別紙として添付して、開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して、平成 27 年 8 月 10 日付けで、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づいて実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由等

適法・不適法を正しく判断することすらできない栃木県警察の警察官がいう「栃木県情報公開条例第 10 条該当」などという非開示理由は到底納得することができない。

第3 実施機関等の主張要旨

栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求の対象公文書の性格について

本件請求は、栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が公文書開示請求書（以下「請求書」という。）添付の事務連絡の名宛人に対して発出した、同事務連絡に係る起案文書の開示を求めているものと認められた。

したがって、本件請求の対象公文書の存否を答えるだけで、特定個人が請求書添付の事務連絡により通知を受けたか否かの事実を答えることと同様の結果になると認められる。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示とする旨規定している。

特定個人が請求書添付の事務連絡により通知を受けたか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、条例第 7 条第

2号本文に該当する。

3 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書では、「イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

本件請求に係る情報については、これまで公にされたことはなく、また、今後公開することが予定された情報ではないことから、ただし書イに該当しない。また、その性質上、ただし書ロ及びハにも該当しない。

4 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる旨規定している。

本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記2で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例第10条を適用し、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非開示決定をしたものである。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件請求の対象とされた公文書の性格について

本件請求の対象とされた公文書は、平成27年7月16日付けで栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が特定の個人に対して発出したとして審査請求人が開示請求書に添付した事務連絡に係る起案文書である。したがって、当該公文書の存否を答えることは、特定個人が警察から事務連絡を受けたか否かの事実を開示することになる。

3 具体的な判断

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報と規定している。

特定個人が警察から通知を受けたという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当し、ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) 公文書の存否応答拒否について

条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

審査請求人は、栃木県警察本部交通部運転免許管理課長からの特定個人宛て事務連絡を請求書の別紙として添付し、当該別紙に係る起案文書について開示請求しているが、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして非開示決定をしたりすると、警察が特定個人宛てに事務連絡を発出したという事実又は発出しなかったという事実が判明することとなる。

よって、本件請求の対象とされた公文書については、その存否を明らかにするだけで、上記(1)で述べた条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した非開示決定は妥当であると判断する。

なお、本件請求では、審査請求人自身に宛てた事務連絡が別紙として添付されていることから、これに係る起案文書が存在することは容易に推察され、この点が条例第10条適用の是非において考慮すべきか否かが問題となる。

しかし、公文書開示制度は、何人も公文書の開示を請求することができるものであり、条例中に請求者本人に関する情報は非開示情報に該当しないという規定も存在しない。よって、請求者が誰であるかによって、開示非開示の決定に差異を設けることはできないものであり、本件諮問事案に係る当審査会の結論に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 附言

本件審査請求書には、審査請求人の姓とは異なる印鑑が押印されている。この点、行政不服審査法第 15 条第 4 項の規定では、審査請求書には、審査請求人が押印することとされているため、形式的要件の不備が疑われるとして、諮問庁でも対応について検討したところであるが、押印に関する考え方には種々あること、審査請求人の権利保護が同法の趣旨であることなどを考慮し、審査請求書を受理したとのことである。

当審査会では、諮問庁が上記の意向をもって諮問したという事実を踏まえ、本件諮問事案については、審査請求書の形式的要件に関する判断は行わず、答申するものである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 9 月 30 日	・ 諮問書の受理
平成 27 年 10 月 27 日 (第 254 回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成 27 年 11 月 18 日	・ 開示決定等理由説明書の受理
平成 27 年 12 月 14 日 (第 255 回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 1 月 15 日 (第 256 回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	会長職務代理者
佐 藤 佳 正	栃木県商工会議所連合会専務理事	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
平 山 真 理	白鷗大学准教授	